

令和2年度第1回総合教育会議次第

日 時 令和2年7月31日（金）午前10時00分～
場 所 ひかりプラザ2階 203・204号室

1 開会

2 協議・調整事項

「新型コロナウイルス感染症対策の現状について」

① 国分寺市立学校における学習支援コンテンツの活用について
…資料1 学校指導課

② 新型コロナウイルス感染症の理解に関する教育・人権相談について
…資料2 学校指導課
人権平和課

③ 学校と学童の連携について
…資料3 子ども子育て事業課

3 その他

4 閉会

国分寺市立学校における学習支援コンテンツの活用

1 学習支援コンテンツの活用目的

- ・災害等によりやむを得ず、児童・生徒の登校が困難な場合に、児童・生徒の状況を定期的に把握するとともに家庭学習を継続して支援する。

※通常授業再開後も、ラインズeライブラリの授業における活用や不登校傾向の児童・生徒との連絡手段等、様々な活用方法について検討していく。

2 本市で活用している学習支援コンテンツ

「まなびポケット」(NTTコミュニケーションズ)

3 活用機能

(1) まなびポケット プラットフォーム(令和2年5月～)

(ア) チャンネル

- ・全校やクラスごとなど範囲を決めて、課題配布やファイル共有ができる。

(イ) 個別メッセージ

- ・教員と児童・生徒全体、又は、教員と児童・生徒個人でメッセージのやりとりができる。(※児童・生徒同士のみでのやりとりは行えません。)

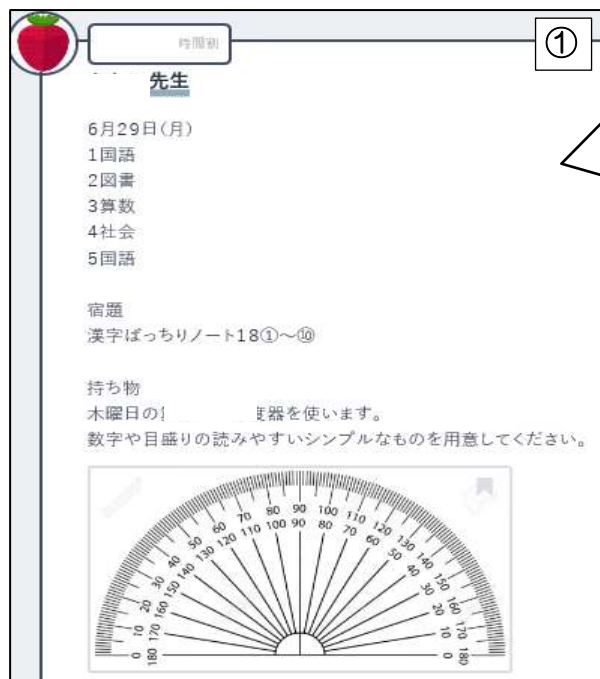
(ウ) ストレージ

- ・動画等をアップロードし、クラスや学年等の範囲を決めて公開できる。

(2) ラインズeライブラリ for まなびポケット(令和2年6月～)

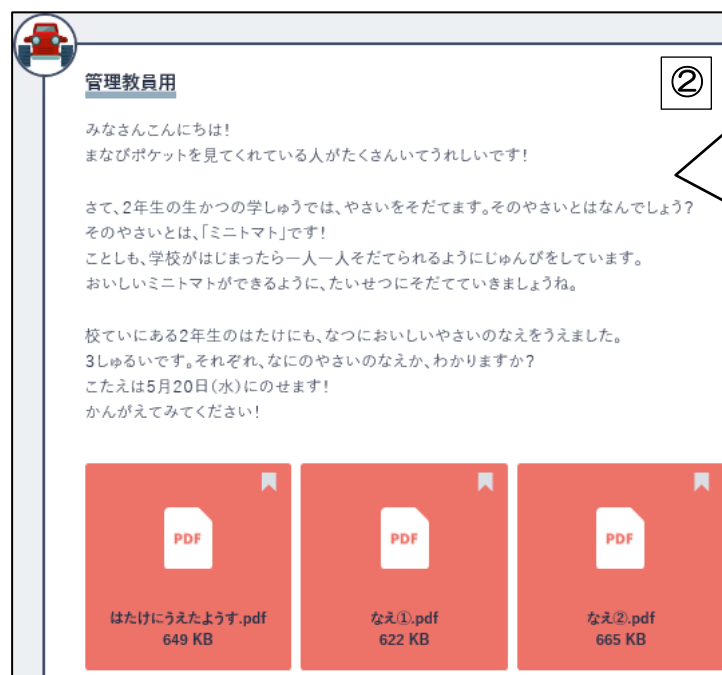
- ・57,000 問以上の問題数を搭載し、採択されている教科書の単元名やページ数から問題が抽出できる。また、児童・生徒の理解度に応じた問題の提供や解説教材の使用もできるため、学習内容の振り返りとして自習に活用したり、教員が授業における提示教材として活用したりすることもできる。

4 活用事例



分散登校中の時間割や持ち物等について、担任から連絡をした時の画像です。

本コンテンツの活用にあたっては、保護者の皆様に様々なご協力をいただきました。



担任からのメッセージとともに、画像を掲載してクイズを出すなど、子どもたちが楽しめるような工夫を様々な考えながら、各学校で取り組んできました。



中学校でラインズeライブラリを使って、数学の授業を行ったときの様子です。

このコンテンツは、個の理解度に応じて学習が進められるため、通常の授業となっても活用を図っていきます。

新型コロナウイルス感染症の理解に関する教育・人権相談について

1 新型コロナウイルス感染症についての理解

「国分寺市立学校版感染症ガイドライン【第4版】」では、以下のように記載している。

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導すること。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

2 各学校の取組事例



①
朝会の校長先生のお話を、テレビ放送で静かに聞いています。学校では、このような機会も活用して、偏見や差別の防止に関することを指導しています。

感染症予防のために ～第2波に備えて～

②

新型コロナウイルス感染の第2波に備えて、保護者の皆様も含めて、子供たち一人一人が感染拡大を防止する習慣を継続していく必要があります。

～保護者の皆様にご協力いただきたいこと～

**ご家庭で一緒に
行う感染症対策**

- 「3つの密」の回避
- 正しい手洗い
- 咳エチケットの徹底
- 毎朝の検温、健康チェック

- 児童・生徒等の感染は、家庭内感染であることが多いと言われています。
- 感染症対策においては一人一人の行動が、自分の命を、家族を、大切な人を守ることに繋がります。

もし、ご家族に37℃以上の熱やせきなどの風邪症状がある方がいる場合は、
お子様を自宅で休養させてください。
(この場合は、欠席ではなく出席停止の扱いとなります。)

東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

②
子どもたちの感染症への理解を深めるためには、ご家庭の協力が欠かせません。このような資料を基に、保護者にも呼びかけを行っています。



教室や廊下にポスターを掲示するなどして、感染対策への意識が高められるようにしています。

「新しい生活様式」に早く慣れてもらいたいと考えています。



東京都教職員研修センター発行の指導資料を全校に配布し、活用を促しました。

道徳の時間に全校で本教材を活用した中学校では、生徒から「感染症は不安と無理解が差別につながってしまうことを知りました。」や「医療従事者が感染リスクの高い中最前線で戦ってくれていることに深く感謝する。」等の感想が聞かれました。

保護者のボランティアの方々が、消毒作業を手伝って下さいました。広い校舎を教職員だけで消毒するのは、大変な作業となるため、大変ありがたいです。

自分たちの安全のために取り組んでくれる方々がいるということを子どもたちに指導することも大切な視点です。

3 子どもの人権への取組

(1) 人権事業

(ア) 子どもの人権 110 番

事業概要

学校での悩み、家庭内での問題など教師や保護者には言えない相談の窓口として、法務局・地方法務局の職員、人権擁護委員（国分寺市：6名が任命）が対応。

強化週間

令和2年8月28日（金）～9月3日（木）

- ・電話相談 平日午前8時30分～午後5時15分
- ・インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）





<https://www.jinken.go.jp/kodomo>
(パソコン、スマートフォン共通)
下のQRコードを読み込んでください



相談する



人権イメージキャラクター
人権くん まる君 人権ちゃん あゆみちゃん

【電話受付時間】 平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの
人権110番 ☎ **0570-003-110**

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

子どもの
人権110番 ☎ **0120-007-110**

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権
ホットライン ☎ **0570-070-810**

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 じんけんそうごん けんさく 検索

パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

- ・ LINE 人権相談 令和2年7月1日（水）から開始



(イ) 子どもの人権 SOS ミニレター

事業概要

全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子ども人権 SOS ミニレター（便箋兼封筒）」を配布。教師や保護者に相談できない子どもの悩みごとを把握し、子どもをめぐる様々な人権問題の解決にあたる。

また、希望する連絡方法（電話・手紙）で人権擁護委員、法務局職員が返事をしている。

配布時期

- ・令和2年度：9月1日（火）～9月25日（金）（予定）
- ・配布前に児童及び生徒から配布の希望があった場合は、既に備え付けをされているミニレターを利用
- ＊別添 子どもの人権 SOS ミニレター（小学生用・中学生用）

(2) DV 対策事業

(ア) デート DV 防止リーフレット

若年層へのデート DV 防止の啓発事業として毎年度リーフレットを配布

- ・配布状況 市内高校生及び教職員（2校）、児童館等へ配布
- ・配布時期 7月中旬に配布
- ＊別添 「超カンタン デート DV の基礎知識」

(3) 国際化施策事業

(ア) 国際協会による児童・生徒活動支援

外国にルーツがある児童・生徒の日本語・学習サポーターによる個別支援の実施

- ・日本語・学習サポーター派遣
令和元年度 3名
- ・相談支援（令和2年2月～5月）
相談件数 76 件（子育て・教育等に係る相談 60 件※延べ件数）※コロナ関連 45 件

学校と学童の連携について

学童保育所では、すでに新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら保育をしておりますが、特に夏季休業期間中の利用児童の増加及び学校で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応をまとめましたので報告します。

1 夏季休業期間中の対応について(密集・密接対策)

学校の夏季休業期間中、午前8時から午後7時まで開所し、1日保育を実施しています。夏季休業期間中においては、利用する児童が増えることから、児童の密集、密接回避の対策が必要となります。今般、教育委員会との調整により、学校運営に支障をきたさない範囲で優先的に学校施設を利用することができるようになりました。連携の状況等については、下記のとおりです。

(1) 児童館内に併設されている学童保育所（6施設）

児童館の利用制限を継続するとともに学童保育児童の受け入れを優先し、児童館内の施設を活用します。また、学校の施設利用を予定している施設もあります。

(2) 学校敷地内等にある学童保育所（12施設）

各学校と連絡調整のうえ、校庭、体育館、図書室、多目的室、特別教室等学校施設を利用する予定です。

2 学校において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応

(1) 学校と学童保育所との関係

学校において、感染者が発生した場合は、以下のとおりの対応をします。

① 学童保育所を利用している児童が感染した場合

感染した児童が利用している学童保育所については、市、保健所及び東京都等（以下「保健所等」といいます。）で協議のうえ、休所の必要性や休所の期間等を決めます（基本的には2週間休所の対応）。

② 学童保育所を利用していない児童や教職員等が感染した場合

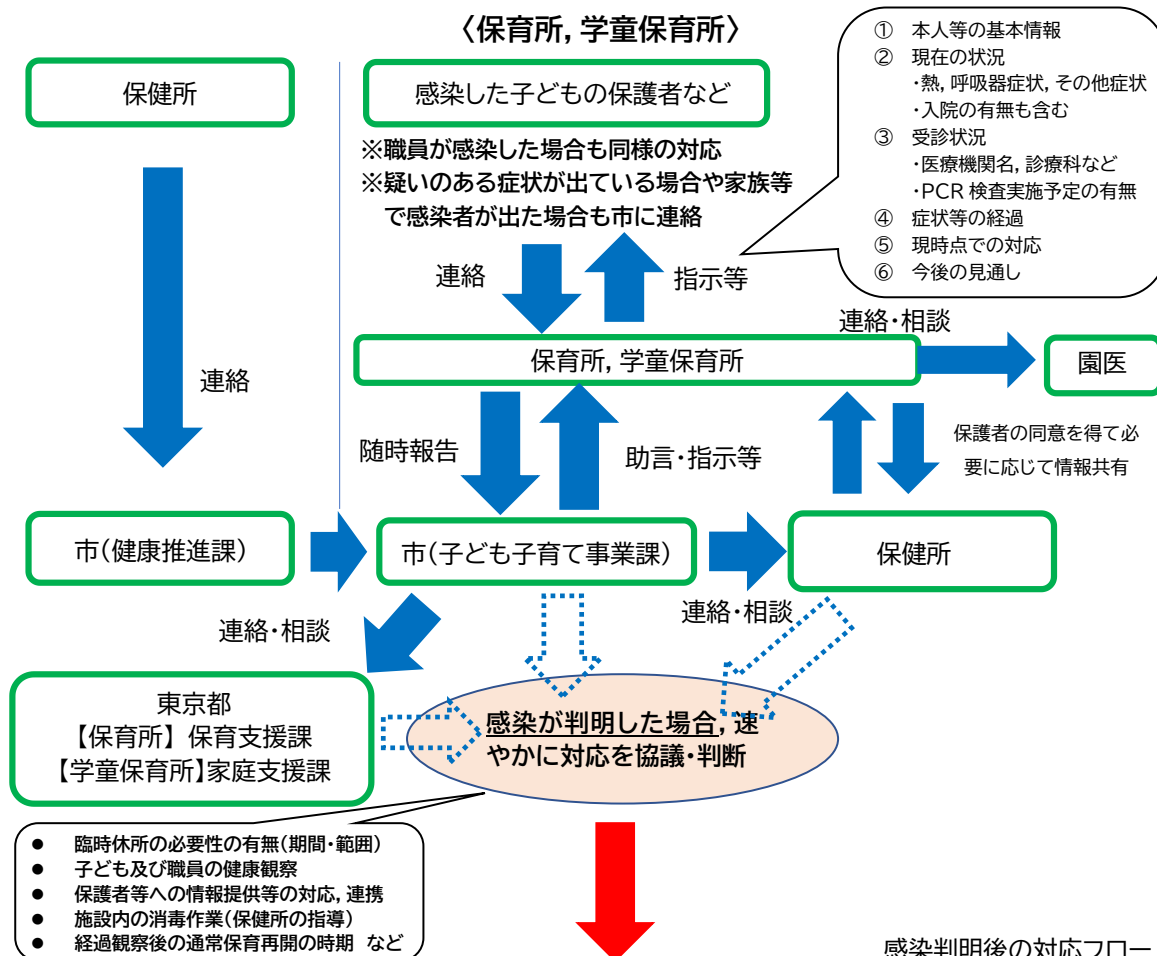
学校や保健所等と情報共有・連携して対応をします。学校の対応（学校閉鎖・学年閉鎖）等を踏まえつつ、学童保育所を利用している児童で濃厚接触者がいないかどうかを確認しながら、個別のケースに応じた対応をしていきます。

(2) 学童保育所における基本的な対応手順

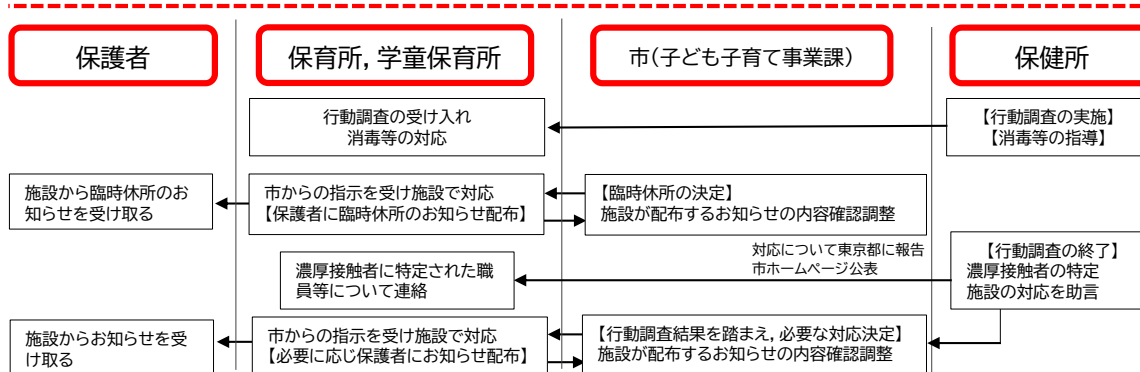
学童保育所において、新型コロナウイルス感染症に感染した児童等又は感染者の濃厚接触者となった児童等が出た場合については、国や東京都からの通知及び「保育所等における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」(国分寺市)に基づき対応し、市、保健所及び東京都等で協議のうえ、休所の必要性や休所の期間等を決めることとなります（基本的には2週間休所の対応）。休所等の対応については、学校とも必要に応じて情報共有を図っていきます。

保育所等を利用する子ども等が新型コロナウイルスに感染した(疑い含む)場合の対応手順について

感染者や濃厚接触者等の人権や個人情報に十分配慮した対応をとること



感染判明後の対応フロー



「保育所等における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」(国分寺市)より抜粋

